

豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託  
プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 調達・契約範囲、提案評価範囲及び契約上限価格、提案上限価格

①調達・契約範囲、提案評価範囲

本プロポーザルを経て調達・契約を想定している範囲にて要求する提案評価範囲は次のとおりである。

	案 件	調達・契約 範囲	提案評価 範囲
a	医科用電子カルテシステム再構築等業務（電子カルテシステム、オーダーリングシステム、医事会計システム、リハビリ部門システム構築）	対象	対象
b	医科用電子カルテシステムの利用に必要な機器、関連ソフトウェア及びライセンス等の賃貸借業務（60 か月分、令和8年3月1日から令和13年2月28日、リース料率は1.8%と仮定した総額）	対象外※	対象
c	電子カルテシステム運用保守業務（60 か月分）	対象外※	対象

※調達・契約範囲が「対象外」となっているb、cの経費についても、今後の運用にかかる経費として見積を徴取し、提案内容の一部として評価対象とする。

※bについては、別途入札を行い（令和7年1月予定）、受託者ではなくリース事業者と契約する予定である。

※cについては、提出された見積書を基に市と内容、価格について協議のうえ、aの業務受託者との契約を想定している。

②調達・契約対象となる業務の契約上限価格

下記業務にかかる契約上限価格は次のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、契約時の予定金額を示すものではない。

- a 医科用電子カルテシステム再構築等業務（契約締結の日から令和8年3月31日まで）の契約上限価格

金44,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約は令和6年度、支払いは業務完了後となる令和7年度とする。

### ③調達・契約対象外の業務

下記業務にかかる契約上限価格及び提案上限価格は次のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、契約時の予定金額を示すものではない。

- b 医科用電子カルテシステムの利用に必要な機器、関連ソフトウェア及びライセンス等の賃貸借費用（60 か月分、令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日、リース料率は 1. 8 %と仮定した総額）の契約上限価格

金 5 3, 4 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

- c 電子カルテシステム運用保守業務（60 か月分、令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで）の提案上限価格

金 2 8, 0 8 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、契約としては単年度契約とし、各年度における経費（各年度ごとの内訳）は豊橋市と協議のうえ決定する。

## 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- ア 令和 6・7 年度豊橋市入札参加資格者名簿の営業業種が中分類：08 コンピューターサービス、小分類：01 システム開発について登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。
- エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定として ISO/IEC 27001（JIS Q27001）を取得していること。

## 3 担当部局

所管課 豊橋市こども発達センター

郵便番号：〒441-8539

住 所：豊橋市中野町字中原100番地（ほいっぷ内）

電 話：0532-39-9200

ファックス：0532-47-0911

メールアドレス：hattatsu-center@city.toyohashi.lg.jp

担当者：事務長補佐 金子 美彦

#### 4 参加意向申出書の提出及び提出期限

本プロポーザルへの参加を希望するものは、「プロポーザル参加意向申出書（様式1）」を電子メールにて提出すること。

##### (1) 添付書類

会社概要、参加資格確認及び ISMS 認証の取得状況（様式2）

##### (2) 提出先

3 担当部局と同じ

##### (3) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

##### (4) 提出期限

令和6年8月27日（火）午後5時まで

#### 5 参加意向申出書に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については以下による。

##### (1) 質問先

3 担当部局と同じ

##### (2) 質問期限

令和6年8月20日（火）午後5時まで

##### (3) 質問方法

質問書（様式3）により電子メールにて提出すること。質問対象となる資料名及び項番等を明記した上で簡素な質問内容とすること。

##### (4) 回答

令和6年8月23日（金）に本市こども発達センターホームページ上に掲載するので、回答については質問の有無に関わらず確認のこと。

掲載ページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/2790.html>

#### 6 提案資格の確認

提案資格の確認結果については、「提案資格確認結果通知書」により、令和6年8月30日（金）までに発送し通知する。

#### 7 提案書の提出等

##### (1) 提案事項・様式等

豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 提案書作成仕様書（以下「提案書作成仕様書」という。）のとおり

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。提出書類のファイルサイズが大きくメール送信できない場合は、3 担当部局に連絡し、本市指定のファイル交換サービス（SmoothFile）にてデータを提出すること。なお、提出後は提出した旨を電話連絡すること。

(4) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時必着とする。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

8 提出書類の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提案書類は、返却しない。

(5) 提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 提出書類について、本業務で必要な範囲において複製できることとする。

9 提案にあたっての質問及び回答

提案に関する質問の受付及び回答については以下による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期限

令和6年9月6日（金）午後5時

(3) 質問方法

質問書（様式3）により電子メールにて提出すること。質問対象となる資料名及び項番等を明記した上で簡潔な質問内容とすること。

(4) 回答

令和6年9月13日（金）までに参加資格が確認できた者全てに対し電子メールで回答する。

10 提案内容の評価及び契約候補者の特定

提出された提案書等について「豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 プロポーザル評価委員会」において次のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定する。なお、提案者が4者以上の場合は第一

次審査（書面審査）により第二次審査（提案書及び質疑応答による審査）の参加者として3者選定する。3者以下の場合は、第二次審査予定日に第一次審査と第二次審査を行う。

評価要素	第一次審査	第二次審査
機能要件評価	○	○
価格評価	○	○
提案書及び質疑応答による評価	—	○

(1) 第一次審査（書面審査）

日 時 令和6年10月1日（火）

第一次審査の結果については、電子メール及び郵送で通知する。（令和6年10月2日（水）通知予定）

(2) 第二次審査（提案書及び質疑応答による審査）

ア 日 時

令和6年10月10日（木）の指定する時間（時間については、別途通知する。）。

なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）

とし、ヒアリング時間は一者あたり20分程度（説明15分、質疑5分程度）を予定している。

(3) 機能要件に関するヒアリング

機能要件確認表の内容について、ヒアリングを実施する場合がある。実施する場合は詳細な日時、場所及び留意事項等について令和6年9月24日（火）までに別途通知する。

(4) 第二次審査評価基準

「豊橋市子ども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 提案書評価基準」（以下「評価基準」という。）による。

(5) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、契約候補者（評価点を合算し、最も点数が高かった者）を特定する。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は失格とする。

ウ 最低基準点を、全体評価の満点の5割である500点とし、全体評価結果が最低基準点以上の点数を得た者から最も優秀な提案者を特定する。提案者が1者の場合は、評価要素「価格評価」を除く持ち点を合算した値（800点）の5割を最低基準点とする。

エ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、提案書評価点の評価が高い提案書を優先とし、提案書評価点も同点だった場合は、評価委員の合議により優先者を決定する（第一次審査を実施した場合の選定についても同様とする。）。

オ 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は次

点の者から順に繰り上がるものとする。

- (ア) 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (イ) 提案資格または提案内容が無効となったとき
- (ウ) その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

#### 1 1 評価結果に関する事項

##### (1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を評価終了後速やかに提案者へ通知する。

##### (2) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

##### (3) 非特定理由についての請求先

3 担当部局と同じ

##### (4) 非特定理由についての請求期間

通知をした日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

##### (5) 非特定理由についての回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日（日・月曜日、祝日・休日を含まない。）以内に書面により行う。

#### 1 2 無効となる提案

- (1) 参加資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限価格及び提案上限価格を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

#### 1 3 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を電子メールにより速やかに提出すること。
- (2) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び豊橋市契約規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。
- (3) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 提出書類の作成及び提案に要する各種費用は、全て提案者の負担とする。

- (5) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 業務仕様書、提案書作成仕様書及び評価基準に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (8) 提出書類には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含んではならない。
- (9) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

スケジュール（予定）

時 期	内 容
8月13日（火）	公告（ホームページ）
8月20日（火）午後5時	参加意向申出に関する質問受付期限
8月23日（金）	参加意向申出に関する質問への回答
8月27日（火）午後5時	参加意向申出書提出期限
8月30日（金）発送予定	提案資格確認結果通知
9月 6日（金）午後5時	実施要領、業務仕様書、提案書等に対する質問受付期限
9月13日（金）午後5時	実施要領、業務仕様書、提案書等に対する質問への回答
9月20日（金）午後5時	提案書等の提出期限
10月1日（火）	第一次審査
10月2日（水）	第一次審査結果送付
10月10日（木）	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
10月下旬	結果通知